

公益社団法人愛知県医師会  
第172回代議員会  
医療事故調査制度の現状と  
愛知県医師会の取り組みについて

平成26年 6月21日

公益社団法人愛知県医師会  
理事 細川 秀一



公益社団法人愛知県医師会

## 1. はじめに

- ◎ 医療事故・医療訴訟の背景

## 2. 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案

- ◎ 法律案の概要
- ◎ 今後の展望

## 3. 愛知県医師会の取り組み

- ◎ 愛知県医師会における医療安全対策
- ◎ 愛知県医師会死因究明システム
- ◎ 万一の備え—医師賠償責任保険

# 1. はじめに

- ◎ 医療事故・医療訴訟の背景

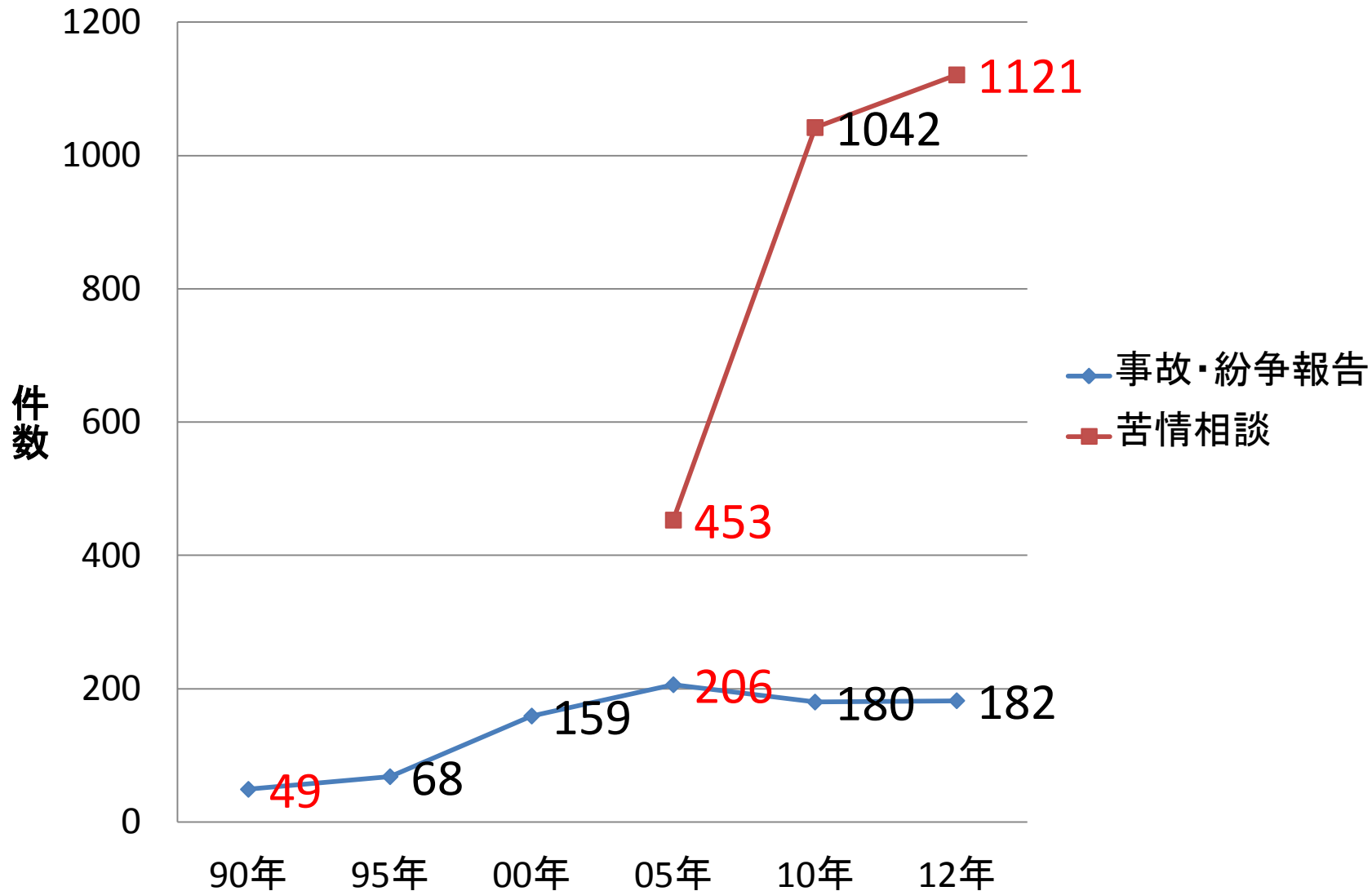
# 医療事故・医療訴訟の背景①

## 医事関係訴訟における新受件数(全国)



# 医療事故・医療訴訟の背景④

愛知県医師会における事故・紛争報告並びに苦情相談の新規受付件数



## 2. 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案

- ◎ 法律案の概要
- ◎ 問題点と今後の展望

# 法律案の概要①

## 条文(医療の安全の確保のための措置に関する事項)

- 1 病院、診療所又は助産所(以下「病院等」という。)の管理者は、医療事故(当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡または死産であって、当該管理者がその死亡又は死産を予期しなかったものをいう。)が発生した場合には、医療事故調査・支援センターに報告した上で、必要な調査等を行い、その結果を医療事故調査・支援センターに報告するとともに、遺族に対して説明しなければならないものとする。こと。(第六条の十及び第六条の十一関係)
- 2 医療事故調査・支援センターは、医療事故が発生した病院等の管理者又は当該医療事故に係る遺族から依頼があったときは、必要な調査を行い、その結果を当該管理者及び当該遺族に対して報告しなければならないものとする。こと。

## 法律案の概要②

### 医療事故に係る調査の仕組み

- 医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）が収集・分析することで再発防止につなげるための医療事故に係る調査の仕組み等を、医療法に位置づけ、医療の安全を確保する。
- 対象となる医療事故は、医療機関に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、当該医療機関の管理者がその死亡又は死産を予期しなかったものとする。



# 法律案の概要③

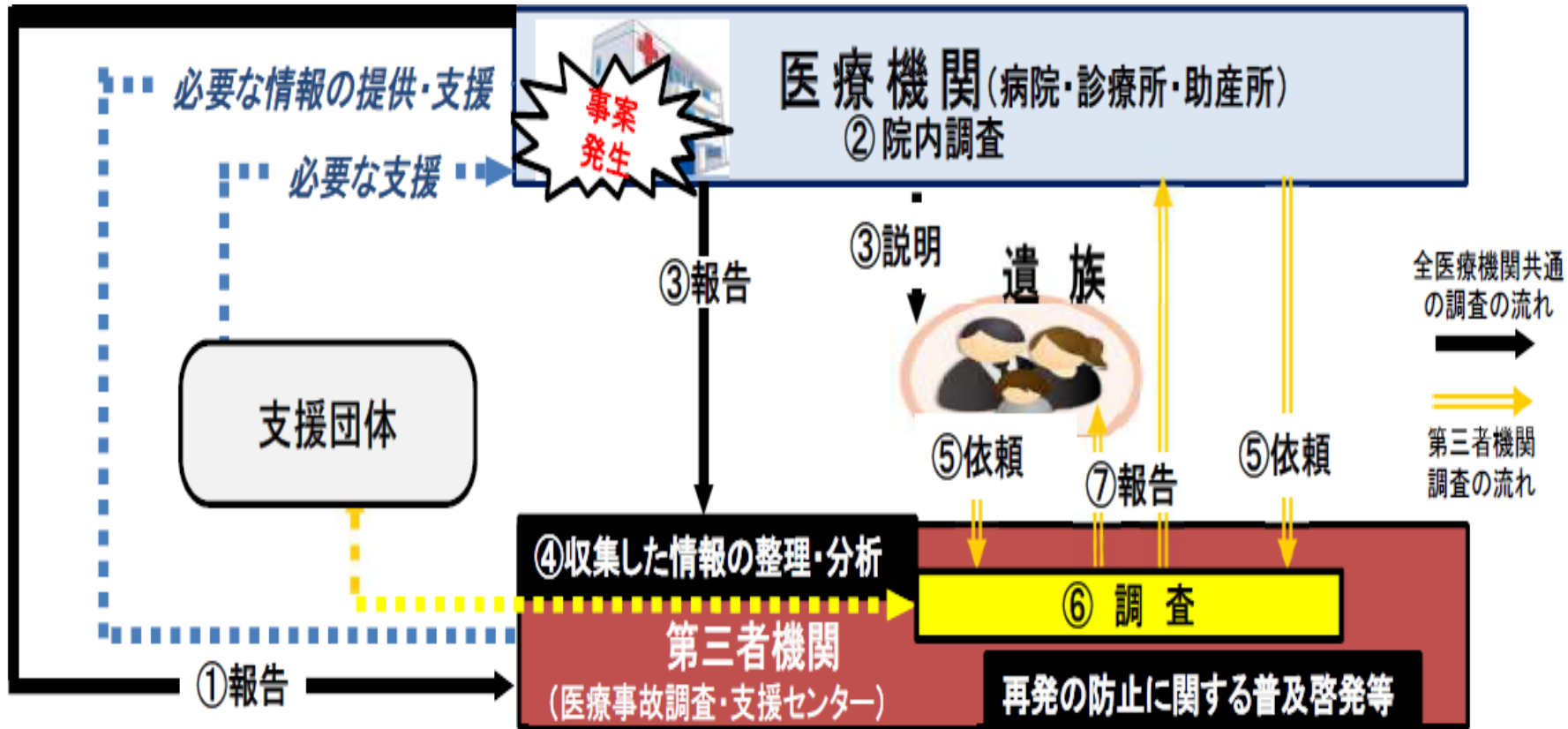
## 調査の流れ

- 対象となる医療事故が発生した場合、医療機関は、第三者機関への報告(①)、必要な調査の実施(②)、調査結果について遺族への説明及び第三者機関(※)への報告(③)を行う。
- 第三者機関は、医療機関が行った調査結果の報告に係る整理・分析(④)を行い、医療事故の再発の防止に関する普及啓発を行う。
- 医療機関又は遺族から調査の依頼(⑤)があったものについて、第三者機関が調査(⑥)を行い、その結果を医療機関及び遺族への報告(⑦)を行う。

※(1)医療機関への支援、(2)院内調査結果の整理・分析、(3)遺族又は医療機関からの求めに応じて行う調査の実施、(4)再発の防止に関する普及啓発、(5)医療事故に係る調査に携わる者への研修等を適切かつ確実にを行う新たな民間組織を指定する。

# 法律案の概要④

## 調査の流れ



(注1) 支援団体については、実務上厚生労働省に登録するとともに、委託を受けて第三者機関の業務の一部を行う。

(注2) 第三者機関への調査の依頼は、院内調査の結果が得られる前に行われる場合もある。

## 法律案の概要⑤

### ポイント①

**第三者機関への調査依頼は、遺族から直接行うことができる。**

ただし、調査の手順はフローチャートにある番号通り、①から④を経て、遺族が院内調査の結果に納得できない場合についてのみ、第三者機関に調査を依頼できる。

※フローチャートにある「第三者機関への調査の依頼は、院内調査の結果が得られる前に行われる場合もある」との注意書きは、医療機関が①のみ行って②に着手しない等、膠着状態を招くことを防ぐための事項。

## 法律案の概要⑤

### ポイント②

第三者機関は全国に1つ。

法案では、第三者機関は①医療機関での調査(原因究明)を行う上、②再発防止に関する普及啓発も行うこととされている。

しかし、第三者機関は全国に一つだけ設置するものであり、実際に各医療機関における調査に乗り出すことは現実的ではない。

⇒ 第三者機関は、業務の一部を「医療事故調査等支援団体」に委託することができるため、実際には第三者機関と支援団体で担当業務を分担する形になると考えられる。

# 今後の展望と問題点①

## ■ 最近の動き

平成26年5月15日 衆議院本会議を通過

平成26年6月18日 同法案成立・公布

## ■ 今後の展望(予定)

平成26年12月頃 厚労省がガイドラインを作成・公表

平成27年10月頃 法施行

### 公的組織・団体に対する国民の信頼度

- |         |            |
|---------|------------|
| 1. 病院   | 60.6～76.6% |
| 2. 裁判所  | 56.3～76.4% |
| 3. 報道機関 | 46.2～69.1% |
| 4. 警察   | 35.3～58.9% |
| 5. 国会   | 16.8～38.3% |
| 6. 中央官庁 | 15.5～31.9% |
| 7. 政党   | 9.9～31.0%  |

(2009 新聞通信調査会)

### 3. 愛知県医師会の取り組み

- ◎ 愛知県医師会における医療安全対策
- ◎ 愛知県医師会死因究明システム
- ◎ 万一の備え—医師賠償責任保険

# 愛知県医師会における医療安全対策①

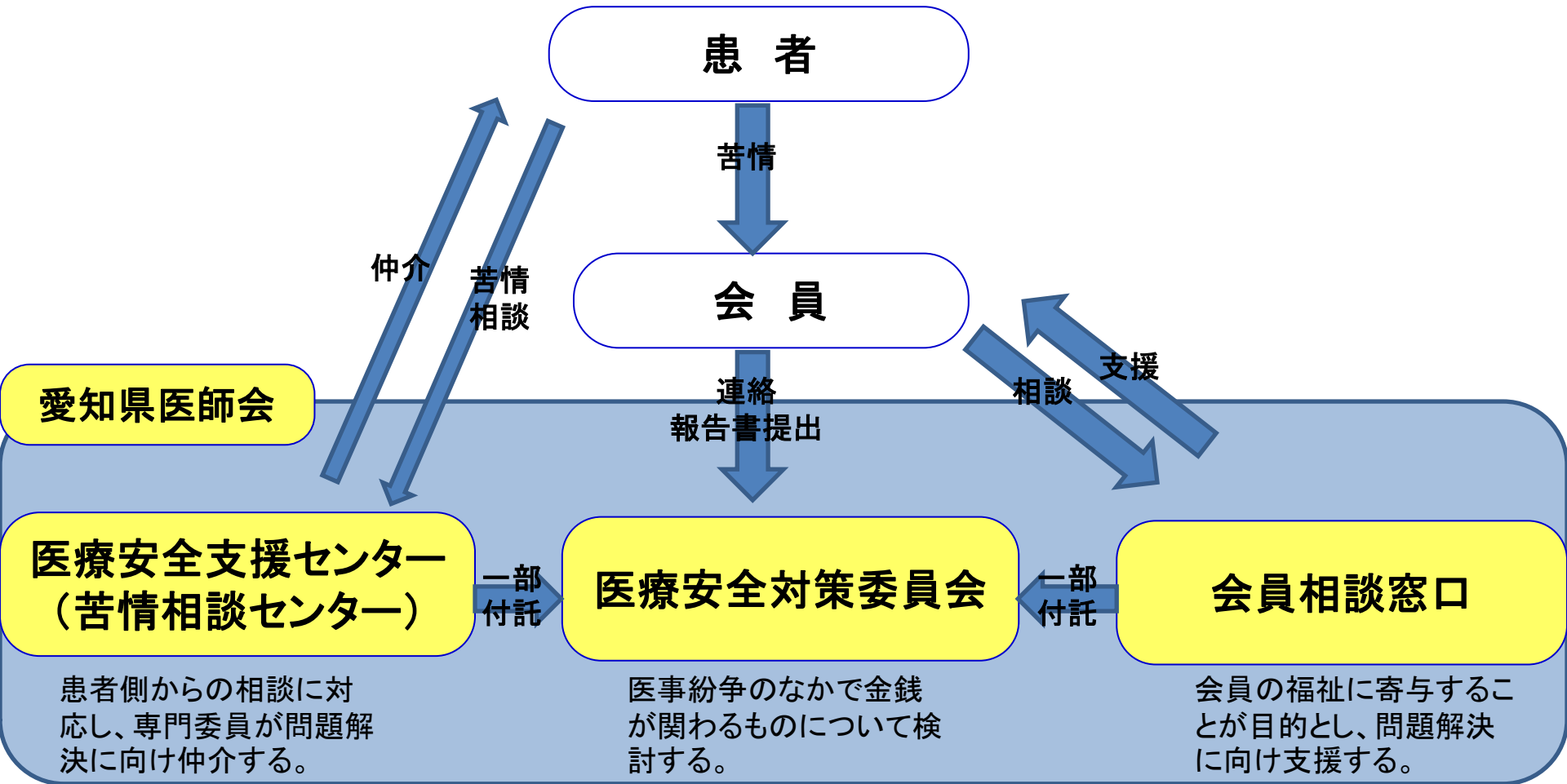
## 愛知県の概要

- 人口 **7,428,379人**  
(平成25年5月1日現在／愛知県統計より)
- 医療機関数 **病院 325**  
**診療所 5,128**  
(平成25年3月末現在／厚生労働省医療施設動態調査より)
- 県内の医師数 **15,072人**(全国4位)  
(平成22年12月31日現在／総務省政府統計より)
- 医師会員数 **8,914人**(平成25年6月28日現在)
  - A(管理者又は開設者) 4,497人**
  - B(勤務医)4,158人
  - C(研修医)259人

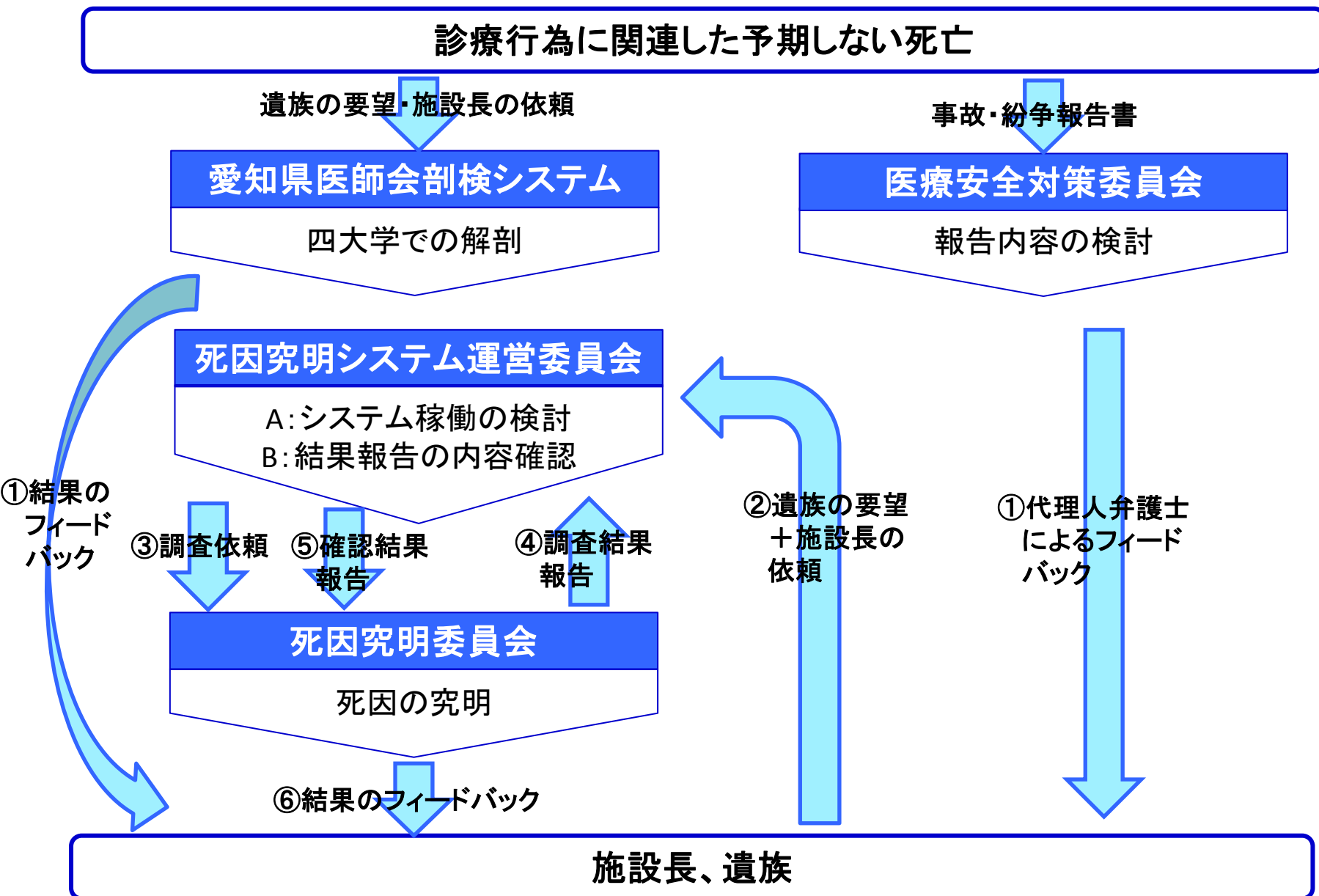


# 愛知県医師会における医療安全対策②

## 愛知県医師会 紛争解決フローチャート



# 愛知県医師会死因究明システム①



# 愛知県医師会死因究明システム②

## ■ 目的

- ◎愛知県内で発生した診療行為に関連した予期しない死亡事例について、診療所・中小医療機関を含めた医療施設がその死因を医学的に究明することに愛知県医師会が協力できる体制を構築すること。
- ◎また、その結果を遺族並びに医療関係者に提供することにより、医療の透明性の確保を図るとともに、適切な再発防止策を医療関係者に提言して医療の質と安全性の向上に資すること。

⇒平成24年3月からシステムの構築に関する検討を開始。  
平成25年度からシステムを稼働している。

## ■ 日医医賠責保険 制度の変更(H26.7.1～)

### (1) 「廃業」後の保険適用の追加

A会員が、閉院や退職等により、将来に亘り日常的な医療を行わず、かつ、A会員からB会員に「会員区分変更」を行った場合は、廃業後10年以内に、廃業前の医療行為に起因した損害賠償の請求がなされたケースに対しても保険が適用される。

### (2) 保険期間中の支払限度額の増額

現行の1事故1億円／保険期間中1億円を、1事故1億円／保険期間中3億円に改定。